

**日程第19 議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について**

○議長（石橋英和君）日程第19 議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）まず一つは、単純な質問なんですけれども、一番最後のところで、73ページです。施行期日、「この条例は法の施行の日から施行する」ということで、この日にちは書いていないんですけれども、なぜこういう書き方になっているのかと、この施行の日からというのは実際何日、いつからなのかというのが1点です。

もう一つは、57ページ、第13条、利用者負担額等の受領というところで、参考資料を見ましたら、第13条第3項、上乗せ徴収というふうに書いてありまして、これはどういう場合に上乗せがあるというふうに想定されているのか、この2点についてお願いいたします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ちょっと手元に詳細な資料を持ってませんので、後ほど回答したいと思います。

○議長（石橋英和君）二つともですか。

○健康福祉部長（石橋章弘君）はい。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、文教厚生委員会に付託いたします。

**日程第20 議案第8号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について**

○議長（石橋英和君）日程第20 議案第8号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）議案書の79ページですね。これは、今回はじめて子ども・子育て支援3法によって、本市において放課後児童健全育成、いわゆる学童保育所の基本的な条例を定めるものであるわけなんですけれども、79ページの第10条の、「放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする」ということでございますが、これは今現状として14ほど学童保育所があると思うんですが、多分その中で、子どもたちの人数が少ない学童については、1名で対応している学童もあるかと思いますが、この条例を定めることによって、必ず2名の支援員、補助員も含めて置かなければならないということで、なかなか保育料的に、補助はいただいているんですが、保育料的に実質値上げになるようなことが起こるのではないかなというふうに考えるのですが、その辺のところ、行政、市当局側の補助等が

どのように考えられているのかということが1点と、80ページの「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」ということで、なおかつ「児童1人についておおむね1.65平方メートル以上でなければならない」という、こういうはっきりした数値、数字的なものまで盛り込んでいっちゃいますので、今現在の学童保育所の中で、定員というか、実質定員になるのかなと思うんですが、オーバーしている学童保育があるのかどうか。

もしあるならば、ここでは経過措置として約5年間の経過措置を見ていただいています。5年間のうちの、5年間あるから5年目にやったらいいやないかということではないので、その辺のところのお考えを、どのように考えてらっしゃるのかということの2点をお伺いしたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、この職員数については、現状でほぼ対応できるのではないかというふうに考えております。

それと、次に施設の関係でございますが、1人に定められた広さ並びに40人以下という部分で経過措置でございます。これについては財政の許す範囲で、順次できるだけ早く対応していきたいというふうに考えております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ご指摘ください。

○11番（土井裕美子君）それはわかっているんですが、書いてあるのでね。現状として、今どこの、学童保育の数をつかんでらっしゃると思うんです。現状の人数を。その人数が、今現状としてオーバーしているところはないですかという、具体的なことの質問なんですけども、もしわかっているのであれば教えてくださいなということなんです。それ、答弁もれとして指摘させていただきます。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）失礼しました。

まず、一人当たりの施設面積が、現時点、充足してないのが紀見地区の学童保育、それと三石台地区の学童保育、それと城山地区の学童保育、現時点というふうに考えております。

次に、40人というところですけども、紀見地区、三石地区並びに城山地区学童保育が充足してないのかなというふうに、現時点の話でございますが考えております。

あとの対応については、先ほど答弁したとおりということでございます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）わかりました。

城山については現在建設中ということで認識をしておりますし、紀見地区についても、この議会において補正予算を素早く組んでいただきまして対応していただいておりますので、なかなか素早い対応でありがたいかなというふうに考えております。三石についてはまだですけども、また現状をしっかり把握していただいて、素早い対応策を練っていただくようお願いをいたしたいと思います。

もう一点、今年度の6月議会において、学童保育所の条例化されるにあたって、条例の中に減免措置を設けていただきたいと、保育料の決定事項と、それと減免措置を設けていただきたいということで、保育料の統一に関しては、ちょっと見送るという形でご答弁をいただきましたが、減免措置については必要性を感じているので、生活困窮世帯と2人以上の子どもたちが入所する場合の、何らかの形の対応策を考えていきますということでご答弁をいただきましたが、この条例には載せていないということは、要綱か細則か、そのような形での対応ということを考えていただいております。その辺のところをご

答弁いただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）減免となるのか、基本的に保育料自体を定めてませんので、減免という概念はないんですが、実質的に、いわゆる一定の助成金ということで考えておりました、これからおっしゃられるとおり、この条例に載せておりませんので、それ以外の要綱等で対応する予定です。

内容については、これから調査研究して制度を固めていくというふうなことで予定しております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第8号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第21 議案第9号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

○議長（石橋英和君）日程第21 議案第9号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について を議題いたします。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この条例全般にはなると思うんですけども、今までの一般質問でもゼロ歳、1歳、2歳ということで、いろいろな型があるんですけど、その中でも、この保育士の2分の1でいいとか、保育士の資格要件がない、緩和されたところがあるんですけども、特にゼロ歳、1歳、2歳という乳児に関しては、やはり専門的な知識を持った方に保育をしてもらおうということが、子どもた

ちの安心・安全のためにも大事だと思うんです。

また、パブリックコメントもとっておられて、29件中16件の方が、「家庭的保育事業等はすべて保育士資格者で行うようにしてほしい」「職員の研修、職員の配置基準、面積基準、設備基準を厳しくしてほしい」というふうな意見を挙げられているんですけども、結局、条例的には国の基準どおりになっているんですが、この辺の、少し前に、ベビーシッターに子どもさん2人預けて死亡した事件もありましたし、やはり条件を厳しくすることで、そういうことのないようにしていくということも大事ではないかと思うんですけども、その辺はどのようにお考えになって、この条例となったんでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のご質問で、たしか6月議会でも同様のご指摘があったかなとは思いますが、基本的に国の考え方は、多様なサービスを用意する。その中で、当然ご指摘の安全性、あるいは一定のサービス水準等の確保ということで一定の基準を設ける、というふうな考え方のバランスをどこでとるかということだと思います。

今回は、私どもの判断といたしましては、一定の研修なり、一定の資格要件等を国が定めますので、これに従って条例を制定するのが相当ではないのかなという判断に至っております。

○議長（石橋英和君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）参考資料の16ページに、「研修内容、実施体制については今後検討」というふうになってまして、これが保育士の資格を持っていない方の研修のことだというふうに私は理解したんですけども、条例はつくらなければならないからつくりますけれども、やはり先々のことも考えたら、きっ

ちりどういう研修なり、研修でも、どこまでの水準を持ってもらうかということとか、きっちりつくった上で、つくったら何ていうか、その要件に合ったところが申請してきた場合に、認めなければならないということになりますので、やはりかなりの保育の水準を保つような形にしていく必要があると思うんですけども、今後検討となっておりますけれども、この辺は、いつぐらいまでにきっちりしたものをつくられるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）いつまでにと  
いうお話がありましたけれども、趣旨的には、議員ご提言の趣旨は十分認識してございます。そのようなことで、そういう趣旨に基づきます研修の内容というのは、これは当然考えていかねばならないというふうに考えております。

実際のところ、子ども・子育て会議等で需要量を見込んでいくわけですけれども、この部分については、現時点、需要量というか、ゼロなのかなというふうに考えております。したがって、実際そういうふうなご要望等々出てくる状況を見据えながら、見ながら、そういうふうな研修等の内容についてもきっちり決めていきたい、こういうふうに考えます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第22 議案第10号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例について

○議長（石橋英和君）日程第22 議案第10号

橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

日程第23 議案第11号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について から、日程第25 議案第13号 橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について までの3件

○議長（石橋英和君）日程第23 議案第11号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について から、日程第25 議案第13号 橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について までの3件を一括議題といたします。

この際、当局から発言の申し出がありますので、これを許します。

病院事務局長。

○病院事務局長（豊岡 宏君）発言の申し出を許可いただきありがとうございます。

ただ今から審議いただきます、橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例につきまして、お手元の正誤表により訂正のお願いとおわびを申し上げます。

条文中における「規則」を「規程」に訂正をお願いいたします。

今後、このようなことのないよう十分チェックしてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

これより3件一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号から議案第13号までの3件については、総務委員会に付託いたします。

---

**日程第26 議案第14号 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第26 議案第14号 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）初日の市長の説明の中で、本市における民間人材の採用の円滑化を図るため、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者、並びに公務に有用な専門的な知識経験等を有する者の任期を定めた採用を行うとともに、給与の特例に関する事項を定めるということなんですけれども、これの第7条を見ましたら、結構、この1号給から7号給まであって、37万円から84万円といったら結構高額なほうだと思うんです。先ほど読み上げたところで言うと、だいたいどういうふうな専門職といますか、どういう職につかれる方を想定されているのか、お尋ねします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（北山茂樹君）現在のところ、採用予定というのはないわけですが、市にとって円滑に行政運営が一層可能なことになるということで、この一般職の任期

付職員の採用及び給与の特例に関する条例というのを設定させていただいたんですけども、想定できますのが、例えば、第2条の第1項に規定する、これは特定任期付職員ということになるんですけども、これは弁護士ですとか、それから公認会計士になると思います。

それから、第2条の第2項の一般任期付職員、これについては、例えば、電子自治体推進のためのシステムエンジニア、それから建築士などがその区分になるかと思います。

それから、条例第3条に任期付職員というものがあるんですけども、これについては、例えばプロジェクト事業、短期的に期間を決めて実施する事業、例えば、現在やったら国体推進、国体の事業とかというのに該当すると思いますし、それから育児休業をとられる方、3年間を育児休業をとられる方とかの代替ということに、この職種が該当すると思います。

それから、あと第4条の任期付短時間職員というのがあるんですけども、これについては、同じその育児休業をとる方でも、短時間で部分的にとられる方等もいてますので、その人たちの補充ですとか、介護休暇でも同じです。部分休業をとられる方の代替という方なんか、第4条に規定する任期付短時間職員ということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、総務委員会に付託いたします。

---

**日程第27 議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第27 議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、総務委員会に付託いたします。

---

日程第28 議案第16号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について

○議長（石橋英和君）日程第28 議案第16号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 高本君。

○3番（高本勝次君）ここに書いております第2条のところですけども、ここに書いてますね。「その他被害防止施策の実施に関すること。」ということで、業務の一環の一つが4項目めに書いてるんですけど、具体的にその施策実施に関することで、ちょっと意味がわかりにくいので説明していただけないでしょうか。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）以前、16番議員からも、この鳥獣害の被害が拡大している部分に関して、中心になっておる猟友会をもっと支援していけないかという、そういうご質問があったんですが、ようやく国も重い腰を上げて、猟友会を支援していこうという、そういう趣旨の条例制度でございます。

具体的な今、内容については、一番最も効率が良いのは狩猟、鉄砲によってイノシシや

鹿をとることなんですけど、その狩猟免許を持っておられる方たちというのが年々少なくなっております。その原因としましては、毎年更新する費用が非常に高いということ、なかなか新しく免状をとることが、非常に警察の関係なんかで厳しいということ。そういったことに関して、例えば、更新のための技能講習料を免除してくれたり、毎年要る狩猟税を軽減してくれたり、そういう形になっていきます。

そういう人たちが中心に、実際の狩猟をして、もちろんとっていい時期に限るんですが、狩猟してもらったり、わなを仕掛けたり、それと防護柵、それと巡回、これ、巡回というのは非常に大事なんですけど、そういったこと全ての鳥獣害防止に対して、できるだけ組織として、個人としてじゃなくして、組織として対策を講じていただきたい。そういう内容については、無線機であったり、ほかのそういった準備費であったり、そういったことも全て支援していきましようという、そういう内容でございます。

○議長（石橋英和君）3番 高本君。

○3番（高本勝次君）私もこの間、この春からいろいろ地域訪ねて回ってまして、イノシシの被害が相当あるようなことを、たくさんあちこちで聞きました。それで、その被害情報を受け付けるというか、私、ちょっと認識不足があって申しわけないんですけども、受け付けというか、そういう被害があった情報というのは、どんな形でどのようにしてやるんでしょいかね。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）基本的に農作物の被害に対する対策ですので、農家の方からそういう電話がありまして、イノシシが出たよとか、アライグマが出てる、つかまえたとか、そういうお知らせが直接市役所のほうにまい

ります。参考なんですけど、平成21年にイノシシ52頭捕獲したんですが、平成25年度には、なんと470頭捕獲しております。アライグマは平成21年133匹やったのが217匹、平成25年度の実績で捕獲しております。そういう情報、ほとんどこの市役所のほうに届いてまいります。担当の職員、囑託で2名補充してもらっておるんですけど、土日祝日構わず現場へ参りまして、できるだけ狩猟してもらったり、捕獲したものについては行政のほうで処分したりさせていただいております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

日程第29 議案第17号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について と、日程第30 議案第18号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について の2件

○議長（石橋英和君）日程第29 議案第17号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について と、日程第30 議案第18号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号と議案第18号の2件については、委員会の付託

を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について と、議案第18号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号と議案第18号の2件については、原案のとおり可決されました。

---

日程第31 議案第19号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第31 議案第19号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）この条例に関して、市長のほうの趣旨説明の中では、ひとり親家庭医療費システム導入等の実施にあたり所要の改正ということで、システム上の問題なんだと思うんですけども、この第3条の（1）

の「ただし、受給資格者が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により」という部分の「修学」というところ、これ、言葉というの、この後、意味を条例化すると持つかと思うんです。二つ、「シュウガク」というのはあるかと思うんです。学校に行っているよという意味での使い方と、就職の「就」を使う。もし、学校で勉強しているということを経験とするのであれば、この「修める学」という使い方をするかと思うんですけれども、これが条例化された後、もし仮に、学校には学費は納めているけれども行かなかったということが発覚した場合は、市は後ほどからそれを返還要求をするのかどうか。その点、1点ご確認をお願いします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実はそこまで厳しく考えて、現時点、私自体考えてませんので、確認の上、後ほどまたご回答したいと思います。

○議長（石橋英和君）よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですの

で、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32 議案第20号 橋本市産業振興基本条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第32 議案第20号 橋本市産業振興基本条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）これ、基金を積んで、今後補助金とかに充てていくということになっていくかと思うんですけれども、その支援の形態であったりですか、いつから、また、その補助金の上限額とかが、もし決まっているようであればお聞かせいただきたいです。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）この橋本市産業振興基金の条例改正につきましては、市の重点政策、市長の公約でもあります、やる気のある事業者、起業者、農業事業者なんかも含めて、補助金的な支援をしていこうというものでございます。そのための原資を積み立てていって、具体的に支援していく時期というのは来年度からというふうに、市長から指示を受けております。

その具体的な内容については今検討中なん

ですが、今ちょっと案として考えられとるのが、新商品の開発、地域資源を活用した加工食品などの新商品を開発する事業に対して支援、あと、販路開拓助成として国内外に展示会とか見本市、そういったことを出展する事業者に対しての支援、あと、新技術開発として新しい技術や技法を利用した製品、これは既存の技術や技法をも応用した、そういったものも含めて従来にない製品を開発していく、そういう事業者に対しての支援、さらに橋本地域ブランドを認定していきたいというような、そういう話もあるんですが、そういったことに対しての支援、それと、観光部門では観光集客につながる地域資源を活用した商品やサービスに係る経費の一部を支援、こういったことを、今後、今年度具体的に検討していきたいと考えております。

その際、上限額についても検討されてくると思うんですが、限られた原資の中で、できるだけ多くの人への支援をしていきたいという観点から、上限額は決めていかななくては仕方がないというふうに考えております。

以上です。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 橋本市産業振興基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第21号 橋本市生活安全条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋英和君）日程第33 議案第21号 橋本市生活安全条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより議案第21号 橋本市生活安全条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第34 議案第22号 橋本市指定管理者選定委員会条例について**

○議長(石橋英和君) 日程第34 議案第22号 橋本市指定管理者選定委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第22号 橋本市指定管理者選定委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第35 議案第23号 橋本市表彰条例について**

○議長(石橋英和君) 日程第35 議案第23号 橋本市表彰条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第23号 橋本市表彰条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第36 議案第24号 橋本市生活交通ネットワーク協議会条例について

○議長（石橋英和君）日程第36 議案第24号 橋本市生活交通ネットワーク協議会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第24号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第24号 橋本市生活交通ネットワーク協議会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第37 議案第25号 橋本市入札監視委員会条例について

○議長（石橋英和君）日程第37 議案第25号

橋本市入札監視委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）入札の監視について、今までの組織というのはほとんど用を足してなかったというような話、結構聞きます。それで、今までどういう働きをしてきたかということ、例えばどういう苦情があって、それについてどういうふうに対処してきたか、何件ぐらい毎年あったかとかいうふうなことを説明していただきたいんですが。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）件数等につきましては、今おっしゃられた件数等につきましては、ちょっと手持ちで資料を持っておりませんので後刻報告させていただきます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ご指摘ください。

○9番（松浦健次君）どういう内容について苦情があったのかということ。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）苦情内容の詳細につきましては、後刻報告させていただきます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）第2条第2項の「橋本市が発注した工事のうち委員会が抽出したものに」という、どういう基準で、何ををもって抽出するのでしょうか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）この件につきましては、橋本市が工事を発注したり、工事の中でも土木工事、建築工事、それから設計監理等がございますので、その中で橋本市のほうで、担当課のほうで抽出したものに」といって審議を行うということでございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ご指摘ください。

○9番（松浦健次君）何を基準に橋本市が抽出するんですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）その内容につきましては、額が非常に大きいものとか、それから特殊事情のあるものとか、いろんな種々要件によりまして、担当課のほうで必要があらうというものについて抽出をさせていただいて審議をするということでございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第25号 橋本市入札監視委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました平成25年度決算審査特別委員会委員長に楠本知子君、副委員長に今城敏仁君が選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほど、議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について のところで、2番議員の方よりご質問をいただいて答弁を保留しておりました。2点ございました。

1点目は、この法の施行日だったと思えます。「この条例は、法の施行の日から施行する」というふうな表現になっているのはなぜかというご質問でございました。

この法と申しますのは、第1条の子ども・子育て支援法のことをごさいますして、この法が施行されればその日からという趣旨でございしますが、子ども・子育て支援法の施行日が消費税10%への変更と連動しているということをごさいますして、まだ決まってございせん。ということで、こういうふうな表記になっております。予定といたしましては、平成27年4月1日。これは予定でございます。これが1点目と、2点目が上乗せの関係であったと思えます。

上乗せ徴収というのはどんな場合ですかというふうな問い合わせであったと思えます。これにつきましては、この上乗せ徴収と申しますのは、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、保護者の方々からの負担を求められるもので、

例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や、平均的な水準を超えた施設整備など、いわゆる公定価格、標準価格で賄えない費用を賄うために徴収するものということで、これについては、保護者に説明して同意を得た上、あるいは市立保育所については市町村との合意の上、承認を得ることが必要ということになってございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）続きまして、もう一件の、議案第19号 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この中で、ご質問に対する答弁を保留しておりました「修学」の部分でございます。この支給対象者というところで、今回ただし書きで追加しているところ、これ、追加する前は「橋本市の区域内に住所を有すること」と、まずこういうふうにならざるを得ないこと、今回ただし書きで「ただし、受給資格者が橋本市の区域内に住所を有し、修学その他の市長が認める事由により児童が橋本市の区域内に住所を有しない場合を含む」ということになってございまして、意味としては、受給資格者が市外で住む、例えば修学などの理由でということ、市外で住む児童を養育している事実があれば対象となると、こういう趣旨で改正を行っております。もちろん、虚偽の場合は返還の対象となるということで、ここでポイントとなるのは、住所を有していないと、ここの部分でございます。ご指摘の修学の意味については、確かにそういうふうな疑義があるんですけども、ここの場合は特に影響してこないのかなというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）先ほど、9番議員よりご質問いただきまして、答弁を保留させ

ていただきました入札監視委員会への苦情内容と件数について報告させていただきます。

入札に関しての苦情はございませんでした。以上です。

---

**日程第38 議案第26号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第38 議案第26号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第26号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第39 議案第27号 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会条例について

○議長(石橋英和君)日程第39 議案第27号 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第27号 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第40 議案第28号 橋本市老人福祉施設等整備に関する選定委員会条例について

○議長(石橋英和君)日程第40 議案第28号 橋本市老人福祉施設等整備に関する選定委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市老人福祉施設等整備に関する選定委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第29号 橋本市地域密着型サービス運営委員会条例について

○議長（石橋英和君）日程第41 議案第29号 橋本市地域密着型サービス運営委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第29号 橋本市地域密着型サービス運営委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第42 議案第30号 橋本市予防接種健康被害調査委員会条例について

○議長（石橋英和君）日程第42 議案第30号

橋本市予防接種健康被害調査委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市予防接種健康被害調査委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第43 議案第31号 橋本市民生委員推薦会条例について

○議長（石橋英和君）日程第43 議案第31号 橋本市民生委員推薦会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）第3条の、推薦会の委員の組織に関する部分でお尋ねさせていただきたいと思います。

この推薦会のメンバー構成に関しては、民生委員法の第5条第2項の規定ということで、こちらのほう、私のほうでも調べさせていただきました。実際、法にはここで書かれてある、特に市議会議員という部分は書かれていないかと思っています。恐らくこれは、民生委員法の改正で参酌すべき事項として外されてしまっているかと思っていますけれども、そこで、他市の状況を調べてみました。

吹田市のほうの、これは行政経営部企画政策室が平成24年4月24日に出された資料を見ても、この民生委員推薦会に関しては、市議会議員が参画する部分と参画していない市の統計が、平成22年度の状況で参画が424市、不参画が385市というふうに資料がございました。

ということは、法律的に変わってきている中で、ここに市議会議員が参画するということは必ずしも求められていないのではないかと。それと、6月の議会基本条例の第10条にも、来年5月1日からは、市議会議員は市長等の審議会に関しては参画しないというふうに、私も文教厚生委員長として昨年、この推薦会に参加させていただいておりますが、その際にも、私のほうから市議会議員が出席するには少し問題があるのではないかと。かなりの深い部分で個人情報に触れていくこととなりますので、そういった部分も考えれば、少しメンバー構成を考えていただきたいというふうな問題提起をさせていただいております。

少なくともここで条例化されるということでいけば、来年の5月1日以降、この市議会議員という部分を条例に置くということでは、

改正をせざるを得ない。もしくは、芦屋市のほうは、条例のほうに入っていたとしても議会から派遣をしていない、ゼロという事例もございました。こういう部分で、今、当局側はこの市議会議員の審議会等への委員の委嘱に関しては、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実は、私自身がちょっと勉強不足でございまして、実は、この民生委員法の第8条第2項の趣旨というのがまだ生きておるのかなというふうな認識でございました。ちょっと確認の時間をいただきたいと思います。

それと、現時点、この条例を提案させていただく時点では、やはりこういう民生委員法第8条第2項の趣旨が、第2項があつて、議会条例の法定外のこういう機関に該当しない、趣旨的に該当しないというふうに事務方は判断して、提案をさせていただいた経過がございまして、議員おただしの部分、少し時間をいただいて確認したいと思います。

なお、そういうふうな大きな流れがあるのであれば、またこの委員をお願いする、委嘱する段階においてそういうふうな対応をし、しかるべき時期にまた改正というふうな手続きになろうかと思っています。

ただ、ちょっと時間ください。確認いたします。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）議会基本条例も6月の末、閉会からの施行になっておりますので、この事項に関しましては、5月1日まで附則をつけまして延長しております。しっかりと調査をしていただきたいと思います。

あと、もう一点だけお尋ねさせていただきたいんですけども、これはちょっと語句の

使い方が、市としていろんな語句を使われているので、一応どう考えておられるのかなというところで、それは第8条秘密保持というところからえ方なんですけれども、ほかの市の条例、例規集で調べさせていただくと、暴対法関係は守秘義務、同じような内容で、条文は一緒なんですけれども、ほか、この秘密保持。それと、県立体育館の設管条例は、これよりもう少し踏み込んで、秘密保持義務というふうに書かれてあるんです。

こういう語句の使い方、細かいところなんですけど、意味がまたちょっと違う部分も含まれてくるのかなど。委員として参加する方々が、守秘義務とまでいかないまでも秘密保持ということで、その個人に委ねておいて、もし仮に訴えられたとかあった場合は緩やかなので、そこまでの責任は問われないというのが、この秘密保持という書き方なのかなと思うんですけれども、その辺はどのように当局側は使い分けというか、されているのか。使い分けしているのか、分けてないのか。その辺をお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（柘谷俊介君）議員おただしの、文言についてのおただしでございますが、市のほうで条例とか規則、それから規程等につきましては十分精査を行いたいということで、文言については調整を随時行っておるんですが、何分かかなりの数になりますので、至らぬ点もあります。

先ほど議員からおっしゃられたような、微妙な違いという点もございますので、総務課のほうで、その点については随時精査しておるんですが、全てにわたってできているわけでもございませんので、今後も議員がおっしゃられたような点につきまして、精査を早急に進めるようにしていきたいと思います。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市民生委員推薦会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第44 議案第32号 橋本市社会福祉法人設立認可等審査会条例について

○議長（石橋英和君）日程第44 議案第32号 橋本市社会福祉法人設立認可等審査会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市社会福祉法人設立認可等審査会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第45 議案第33号 橋本のくらしの幸せをつくる委員会条例について

○議長(石橋英和君)日程第45 議案第33号 橋本のくらしの幸せをつくる委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 中西君。

○7番(中西峰雄君)この条例の名称についてお尋ねいたします。内容を見ますと、地域福祉計画に関する委員会だと思いますけれども、この「くらしの幸せをつくる委員会」という名称は、ちょっと内容が表題からは、名称からは推測が難しいような名称になってご

ざいますけれども、これは何か特別な思いがあってとかいうことで、こういう名称にされているのでしょうか。

○議長(石橋英和君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君)この条例につきましては、実は、この地域福祉計画の中で、橋本のくらしの幸せをつくる委員会というふうな表現がございましたので、それをそのまま使って今回の条例化ということになった経過がございます。

せんだってから、この地域福祉計画等々に係る懇談会等を実施しております。その中で、福祉というのは普暮幸、普段の暮らしの幸せというようなことが福祉ですよというふうな、ちょっと表現もございましたので、そういうふうな意味合いから、「橋本のくらしの幸せをつくる委員会」、橋本市地域福祉計画の策定及び見直し等、あるいは住民の方々の意見をお聞きして反映させていくというような組織ということで条例化を提案しました。

以上です。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので

で、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本のくらしの幸せをつくる委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第46 議案第34号 橋本市福祉有償運送運営協議会条例について

○議長(石橋英和君) 日程第46 議案第34号 橋本市福祉有償運送運営協議会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 井上君。

○18番(井上勝彦君) 橋本市福祉有償運送運営協議会条例、これ、ちょっとお尋ねしておきたいんですけども、これは平成10年ですか、NPO法人のそういう推進法というのができて、福祉有償タクシー、タクシーというんですか、そういうのを許認可権としておりたんですけども、陸運局の許可がなければできないということではありますが、橋本市の協議会において申請許可を行った上で陸運局へ出すということになってるんですけども、申請をして、陸運局の許可がおりて、そこで橋本市としての、まあいわば営業ですな、営業していくについての規則は規則で定めるんだろうと思うんですが、規則は内容的に細かいやつ載ってないんですけど、定めると思うんですが、そのところは協議会を経て申請をするということに今後なってくるのか、陸運局の、要するに陸事の許可をいただいて、その許可がおりた時点で、そういう運送事業そのものに

ついて、橋本市として協議会の中で、規則によって運用していただくということになるのか、そのところをちょっとお尋ねしておきます。

○議長(石橋英和君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) この条例につきましては、従来要綱で定めていたものを今回条例化したということでございまして、内容的には同一性のものを持っているということになります。

今おただしの陸運局への申請許可等につきまして、この中でちょっと書いてないので、その点は一度確認して、後ほど回答させていただきますと思います。

○議長(石橋英和君) 18番 井上君。

○18番(井上勝彦君) それはそれでええんですけども、要するに福祉有償、タクシーなんかでも青ナンバーですわな。青ナンバーですわ。で、福祉有償の場合は青じゃなくて黒やったかな、何かその色が違うんやけど、色はいつでもいいんやけども、要するに陸運局の自動車運送法に基づく厳しい規程、規程というのか、まああるわけで、協議会で通ったら持っていくというより、陸運局の許可を得た上で協議会の中で営業方針を決めていくと。橋本市についてはこういう営業方針をしてくださいよという規程をつくっていく、順序としてはそうやろうと思うんだけど、ここには協議会にかけて、それから陸運局に申請をするということに、規程ではどうなったんですか。今までの規程では。今までの規程と同じということがあるんですけども、要するに今までは陸運局に先に申請をして、そして、それから許可を得た上で、それをもとに橋本市の営業というものになったと思うんですが、そのところをちょっとはっきりと。

それで、もう一つここに、規程が参考資料にもあるけども、何かわからん。はっきりと

してないんだけど、それもいっぺん、これから、これは認めていくとするとしても、その規程もちゃんと細かく入れておく必要があるん違うかなど。規則ですな、規則。規則で定めていくんでしょう。で、そこのところ、それ全部、議員にやっぱりお配りしといてもらわんと、内容的にわからんと思うんですけどね。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）これにつきましては、第3条の組織のところもご覧いただきたいと思うんですが、交通ネットワーク協議会においても同じような格好のものとなっておりますけれども、一応市内の運送にかかわる事業者、あるいは議員ご指摘のとおり、認可官庁である運輸局の職員も入りまして協議をするわけでございますけれども、基本的には、その最終認可はもちろん運輸局ということになるんですけども、その中で、地域においてこういう形の事業者が必要かどうかということが一番身近な地域で協議してくださいというような仕組みになっておりまして、その中で、この運営協議会がつくられておりまして、運営協議会の中で十分協議をした中で、それが地域として必要であるならば、運輸局のほうも最終的に認可しましょうよという仕組みになっております。

ということで、事前にこの協議会が開かれた中で審査をして、その最終認可は、それをもって最終認可が運輸局のほうで行われるという形になっております。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）答弁もれがあればご指摘ください。

○18番（井上勝彦君）私、なぜそれを言いますかといいますと、タクシーの場合は、副市長もご存じやと思いますけども、橋本市に住んでいる、橋本市在住以外は許可しませんよ

という、そういう規程をつくると、例えば、かつらぎの紀北病院とか、例えばやで、五條へ輸送せんなんときもある。高野山の富貴なんかへも行かんなんときもある。事業者としたら、橋本在住ということで幅が小さくなると、お客さん乗せてどこ行かんなんもわからへん。大学病院も行かんなんかもわからん。そういうことになりますので、規程をちゃんと、もっと幅広く規則の中で決めるんだけど、やっぱりそういうものも加味した中での、考え方としてやで。もちろん橋本市に許可を、陸運局で許可もらうやから、例えば、和歌山県下一円ということで許可もらいますわな。そしたら橋本市は、橋本市の事業者は、橋本市のお客さんは橋本市内しか運びませんよというようなことつくってしもうたら、陸運局が上でしょう。陸送、陸運局の。そこのところをやっぱりちゃんと分け隔てしていく必要があるん違うかなと思うので、規則を出してくださいよ。こういうことなんです。

それ、出せやんことないでしょう。運営協議会の規則、内緒でせんなんことあれへん。だからそれ出してくださいと、こういうことですよ。趣旨わかってくれましたかな。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）この条例に関しましては、協議会の条例でございますので、それについてのかかわる運営規則という形で、若干、規則はちょっと定めてなかったと思っております。ただし、議員おただしの件につきましては、本来の福祉有償運送の運営にかかわる規則という形のことをおただしかと思えます。それに関しては、ちょっと規則だったか要綱だったか、ちょっとうろ覚えで、はっきりしたご答弁差し上げられないんですけども、きちとした形でそれは定めておったというふうに思います。

それから、その域外の件でございますが、

もちろん橋本市在住の方を対象にするわけ  
でございますけれども、運行上はもちろん、その  
市外の病院等へ、もちろん運ぶことは可能で  
あったかと思えます。

それから、その事業者が橋本市だけではな  
しに、事業区域を近い隣のかつらぎ町である  
とかということでされるようであれば、そち  
らの協議会にも一応申請をしていただいて、  
そちらが通れば、最終的に広域での運行も可  
能であったかと思えます。特に、基本的には  
橋本市在住の方を市外へ運ぶというのは可能  
であると思えます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、こ  
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第34号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 橋本市福祉有償運送  
運営協議会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

日程第47 議案第35号 橋本市福祉事務所  
老人ホーム入所判定委員会条例  
について

○議長（石橋英和君）日程第47 議案第35号  
橋本市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会  
条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）本条例は、要綱を条例  
に置き換えるものでございますけれども、こ  
の老人ホーム入所判定委員会、入所判定とい  
うものが、これまでどのように行われてきて  
いるのか。あるいはこれ、今後も同じような  
形で行われるんだろーと思えますけれども、具  
体的に、この委員会の開催がいつ行われてい  
るのかとか、回数とか、そういうことについ  
てお尋ねいたしたいと思えます。

もう一点、ちょっとこれは指摘させていただ  
きたいんですけども、190ページの下から3  
行目の右から10文字ほどで、「より置かれたよ  
り置かれた」と、これ多分ダブっていると思  
いますので、訂正をしたほうがいいんじゃない  
かと思えますが。

以上です。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）具体的にどの  
ような運営を、いつ何回という、ちょっと手  
元に資料ございませんので、後ほど報告いた  
します。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）答弁もれで、訂正をし  
たほうがよろしいんじゃないでしょうかと申  
し上げたんですが、訂正はされないんでしょ  
うか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）訂正いたしません。申しわけございません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。副市長。

○副市長（森川嘉久君）大変申しわけございません。

先ほどの福祉有償運送の関係の答弁の中で、ちょっと認識誤りがございましたので、おわびして訂正を申し上げます。

先ほど、井上議員のほうからご質問がございました発地発着の件でございますが、私、市内の方であれば、隣のかつらぎ町にある医療機関でも運送できるというふうに申し上げたんですけども、ガイドラインの中で、発地発着が橋本市という条件が付いておるようでございますので、ちょっと発言について、おわびして訂正を申し上げます。

後半の議論で、そういうことが必要かなとは私も思いますので、そういうことが必要であって可能ということであれば、その隣町でも協議をいただいて、運送許可を得ていただければできるという形にはなつてこようかと思えます。

どうも失礼いたしました。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。

ほかにありませんか。

14番 辻本君。

○14番（辻本 勉君）答弁保留が多過ぎますので、審議がなかなかできにくいという状況になってるん違うかなと思いますので、午後からの審議もあるんですけども、十分な答弁を速やかにしていただかんと、我々質問する側がちょっと、これ、採決とらなあきませんので、その辺も考慮しますと、速やかに答弁をいただかんとだめだと思しますので、十分理事者については、きちんとしていただかんとだめやと思います。

これ、議長のほうから注意を与えてくださ

い。

○議長（石橋英和君）鋭意努力願います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）先ほど、議案

第31号 橋本市民生委員推薦会条例について  
17番議員からのご指摘がございました。答弁  
保留になっておりました。

私どもで確認いたしまして、民生委員法第  
8条第2項、ここの規定が、「委員は、当該市  
町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市  
町村長が委嘱する。」と、こういうふうに変更  
になっていたことを確認いたしました。

ただ、今回の条例化につきましては、現体  
制のそのままの条例化ということでございま  
して、今後3月議会で必要に応じて対応して  
いく予定でございますので、よろしく願い  
いたします。

続きまして、議案第35号 橋本市福祉事務  
所老人ホーム入所判定委員会条例について  
ということで、7番の中西議員のほうからご  
質問があったことに対して答弁をさせていただ  
きます。

この具体的な判定委員会の開催状況でござ  
いますが、ここ2年間は開催された実績がご  
ざいませぬ。ただ、この内容につきましては、  
必要に応じて開催するというので、3年前  
に一度、判定が困難な、いわゆる困難案件、  
年齢要件を満たしていないが、DV等の案件  
がございまして、このときに開催した実績が  
ございます。

以上でございます。

---

**日程第48 議案第36号 橋本市大型共同作  
業場設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について**

○議長（石橋英和君）日程第48 議案第36号  
橋本市大型共同作業場設置及び管理条例の一  
部を改正する条例について を議題といたし  
ます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）これは「同一性をもつ  
て存続するものとする」ということで、今ま  
での委員会方式、市長が、ということになっ  
ております。

そこでちょっとお聞きしておきたいんです  
が、大型作業場は、現在神野々にある自動車  
の整備工場かな、その大型作業場と、それ  
から名古屋のミシン工場の大型作業場と、今  
現在2箇所あると思うんですが、この委員会  
については現在存続をしていくんだけど、  
実際に委員会を開かれているのは、自動車整  
備工場のほうは開かれておりますが、名古屋  
の大型作業場については、この委員会開かれ  
たことないと私は認識しているんですが、こ  
の大型作業場についての、今後どういうふう  
に、要するに、どういうふうにとするか、  
名古屋のほうは、話を聞くところによります  
と、もう老朽化もしているし、するので売却  
ということないけども、その事業者にという  
こともあるんですけども、この条例について  
は、整備工場のための条例であるのか、名古屋  
の大型作業場も含んでおるかどうかという  
のをお尋ねしておきたいのと、この条例が通  
るんだけど、その点について、今後の条  
例化するということになる2箇所の大型作業  
場ということの規定になってくると思うん  
ですが、運営委員会そのものをつくるのか、名  
古屋の大型作業場も運営委員を改めて、改め  
てというか、今まであったやつが機能してな  
いと思うんだけど、その点、お聞きしておき  
たいと思います。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）本条例提案させて  
いただいております大型作業場は、神野々の  
B P大型作業場に限っての委員会の設置で  
ございます。名古屋の繊維の大型作業場につ  
きましては、昭和57年に完成して、そこから運  
営しておりますので、かなりの年数がたって、

施設も非常に老朽化しております。そういう状況の中で、3軒まだ就労していただけておるわけなんです、今、利用者と協議させていただきまして、土地も含めた建物の移譲についてご相談申し上げておる次第です。

建物については、もう既に償却が終わっておりますので、この建物について売却するつもりはないんですが、この土地については、非常に高野口の駅からも非常に近くて、しっかり評価をして、価格を決めて、利用者を中心とした形で売却の調整をさせていただきたいと今現在進行中でございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）18番 井上君。

○18番（井上勝彦君）それであれば、要するにこの条例、現在は大型作業場2箇所ということになりますので、規則なり要綱の中で、例えばこの条例については、神野々のみの整備工場、今後存続していこうというところのどこをきちっと規定しておかんと、大型作業場2箇所あって、1箇所は運営委員会を開くんだけれども、名古屋は運営委員会なしというのもおかしいので、そここのところの住み分けをちゃんとした、今後、近々ということになるんですけども、この大型作業場ということになると、そここのところは規則でちゃんとやっていくんだと思うんですけど、その点、再度お聞きしておきます。

○議長（石橋英和君）経済部長。

○経済部長（笠原英治君）平成8年から、このBPの大型共同作業場については運営しておるんですが、その当時から、この管理運営がスムーズにいけるかどうかという審査、また指導をしていくために委員会を設置しております。その当時から、このBPに限っての委員会でありましたので、今後もその予定で継続していきたいというふうに考えております。

名古屋の作業場については、先ほどお話しさせていただいたとおり、年度内中にはできるだけ速やかに話を調整していきたいなと思っておりますので、今のところ委員会を設置する予定はございません。

以上です。

○18番（井上勝彦君）わかりました。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市大型共同作業場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第49 議案第37号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例について

○議長（石橋英和君）日程第49 議案第37号

橋本市農業振興地域整備促進協議会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市農業振興地域整備促進協議会条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第50 議案第38号 橋本市農業経営改善推進会議条例について

○議長（石橋英和君）日程第50 議案第38号 橋本市農業経営改善推進会議条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 橋本市農業経営改善推進会議条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第51 議案第39号 橋本市教育支援委員会条例について

○議長（石橋英和君）日程第51 議案第39号 橋本市教育支援委員会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第39号に

については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 橋本市教育支援委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第52 議案第40号 橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例について

○議長(石橋英和君)日程第52 議案第40号 橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 橋本市生涯学習推進計画策定委員会条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第53 議案第41号 橋本市文化表彰条例について

○議長(石橋英和君)日程第53 議案第41号 橋本市文化表彰条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 坂口君。

○10番(坂口親宏君)橋本市文化表彰条例、目的の中で、第1条「この条例は、橋本市の文化の発展に特に貢献したと認められる個人又は団体に」と書かれておりますけれども、これは橋本市在住の個人ということになるのか、あるいは他府県で活躍をされている方も対象に含まれるのか。あるいは既に和歌山県、あるいは他府県等の文化賞等受賞されている方でも受賞の対象になるのかどうか、伺います。

○議長(石橋英和君)教育次長。

○教育次長(坂本安弘君)橋本市、現に在住の方だけではなく、他府県の方も対象には

しております。

〔「答弁もれです」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご指摘願えますか。

10番 坂口君。

○10番（坂口親宏君）他府県で上位の賞を既に受賞されている方も、これは受賞の対象にと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）はい。対象とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 橋本市文化表彰条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、当局から発言の申し出があります

ので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）今回提出させていただきました議案第1号 平成26年度橋本市一般会計補正予算（第4号）の予算説明書において、一般会計の給与費明細書の訂正と、二つの特別会計の給与費明細書の追加について説明をさせていただきます。

お配りいたしました1枚目は、議案第1号 平成26年度橋本市一般会計補正予算（第4号）について、補正予算書の40ページの給与費明細書の正誤表となっております。その他の特別職の職員数及び報酬の数値ですが、補正後の数値が誤っておりましたので、二段書きさせていただき、下段に修正前の数値を記載させていただき、上段に正しい数値を記載させていただきました。そのため、補正前の数値と比較の欄についても修正する必要が生じたので、一番下の比較の欄においても二段書きにさせていただき、下段に修正前の数値を、上段に正しい数値を記載させていただきました。

次に、二つの特別会計の給与費明細書の追加でございますが、お配りした2枚目は、国民健康保険特別会計の給与費明細書でございます。補正予算書は7ページで終わっており、8ページ目に給与費明細書が必要ですので、追加していただくものです。

また、お配りいたしました3枚目の介護保険特別会計の給与費明細書につきましても、補正予算説明書は9ページで終わっており、10ページ目に給与費明細書が必要でございますので、追加していただくものです。

おわび申し上げます。どうかよろしく願います。

○議長（石橋英和君）ご了承願います。